

参 考 資 料 集

付与後異議申立制度の導入の経緯

(1) 付与後異議申立制度の設立の背景

①付与前異議申立制度の導入

大正10年法によって先発明主義から先願主義に移行したことに伴い、出願公告制度及び付与前異議申立制度が設立。付与前異議申立制度、より瑕疵のない安定した権利を付与するという観点から、特許付与に先立って第三者の異議申立てを認める制度であり公衆審査として位置付けられていた。

②付与前異議申立制度の廃止

付与前異議申立制度は、全ての権利につき一律に異議申立て期間を経過するまで権利付与を待たなければならない、重要な技術等については特に多数の異議が申し立てられ特許権の成立が遅れる等の問題点の指摘もあったことから、国際調和の観点も踏まえ、平成6年の法改正によって付与前の異議申立制度を廃止して、付与後の異議申立制度を新設した。

(2) 特許付与後の異議申立制度の導入と無効審判の関係の整理

①付与後の異議申立制度と無効審判制度の併存背景

・工業所有権審議会基本問題検討小委員会の検討

同審議会では、無効審判への一本化等も議論されたが、(ア)特許後の異議申立制度を有する諸外国においても特許処分のは是非をめぐる争いを解決するための手段として別途無効を争う制度を有していること、(イ)特許付与前の異議申立制度に対する利用者のニーズ、(ウ)WIPO特許調和条約案との関係等を考慮し、両制度の併存を図ることが適当とされた。

また、特許付与後の異議申立てと同時期に請求される無効審判を可能とし、同時係属した場合、両者における判断に矛盾や抵触を生じることがないように審理の裁量的中止の規定の適切な運用を行うことも指摘された。

②工業所有権審議会答申（平成4年12月8日）

「特許付与後の異議申立制度への改正にあたり、異議申立人適格、異議申立時期等について特許付与後の異議申立制度と無効審判との関係を明確にしつつ両者を併存させることが必要である。」と結論付けられた。

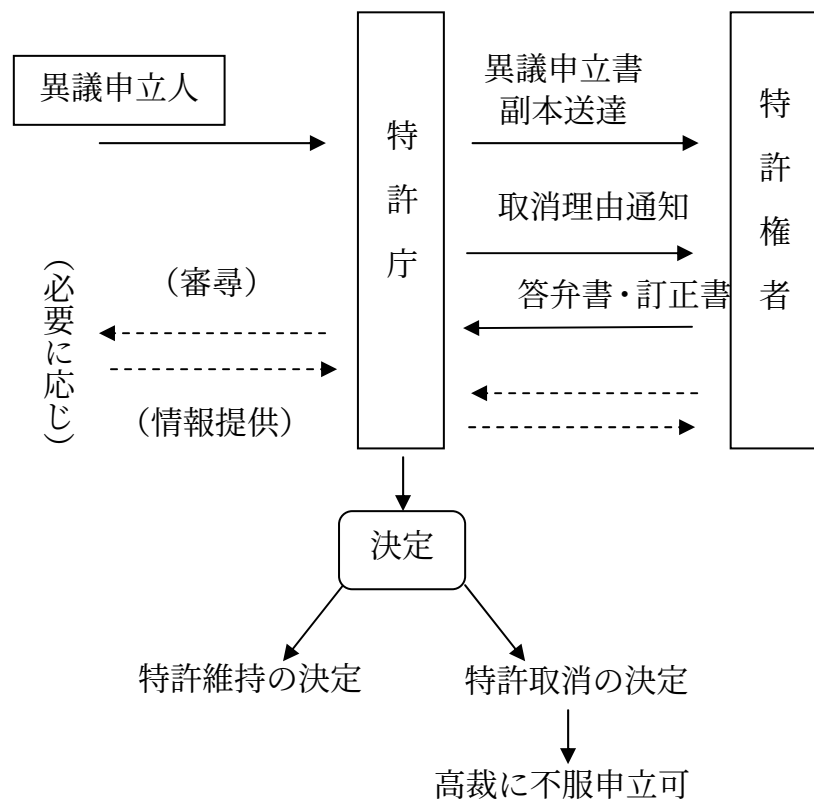
・両制度の趣旨

付与後異議申立制度：異議申立てによって特許庁が自ら特許処分適否を審理し、特許に対する信頼性を高めることを目的とするもの

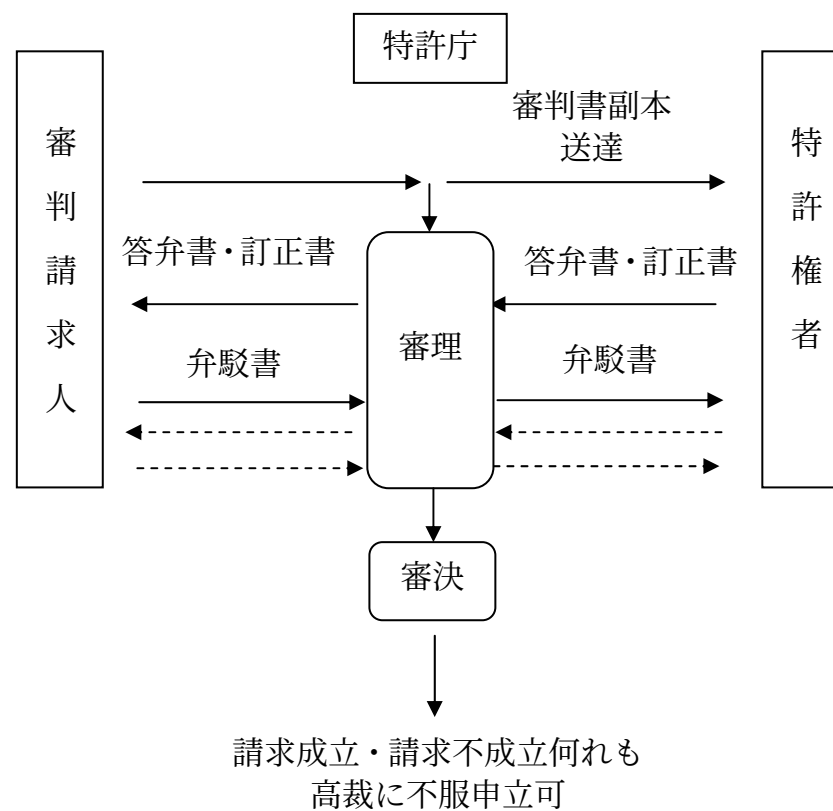
無効審判制度：特許処分のは是非をめぐる当事者間の争いを解決するための手段として用いるもの

異議申立制度及び無効審判制度の概要フロー

異議申立制度の概要フロー

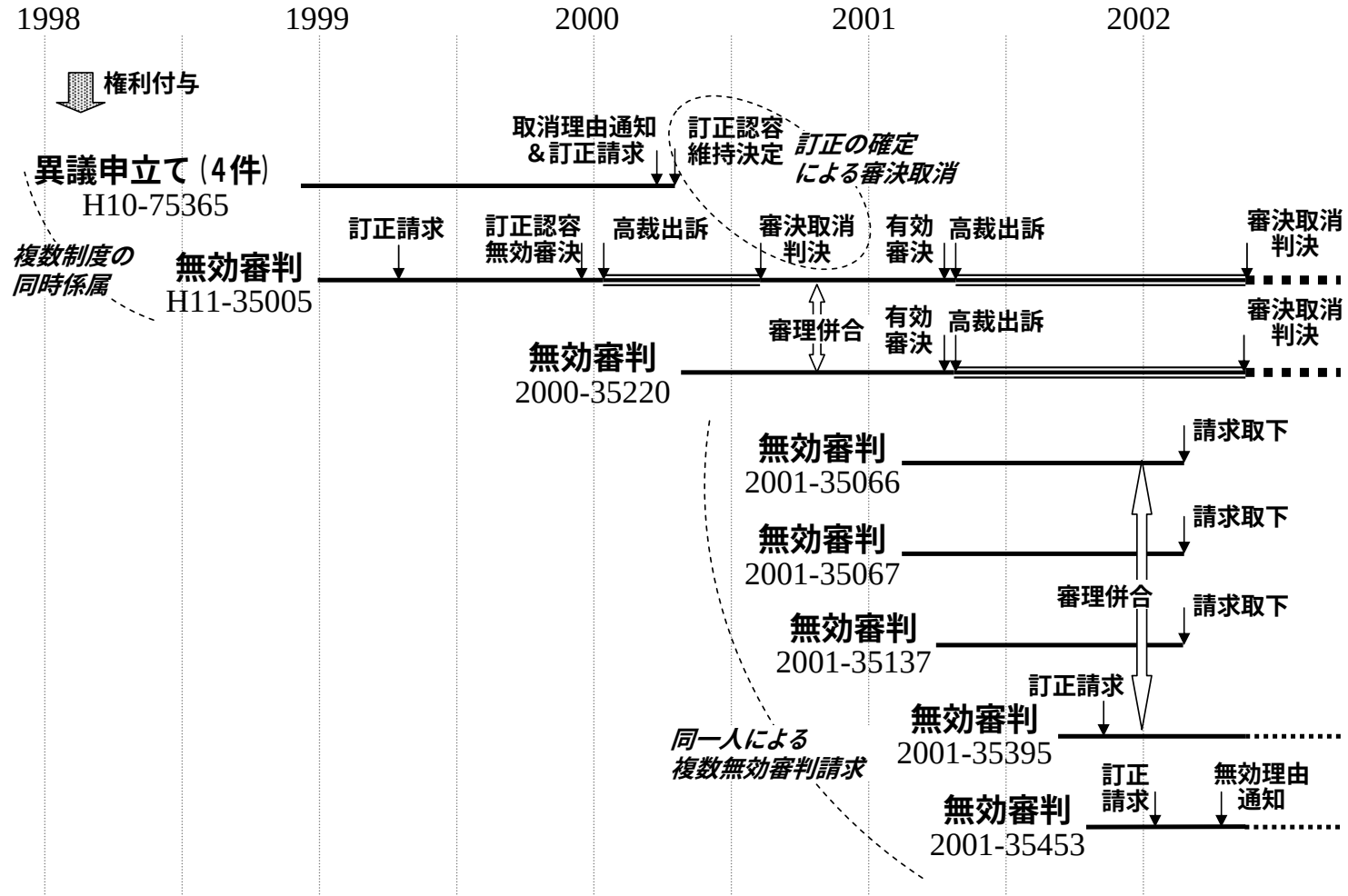


無効審判制度の概要フロー



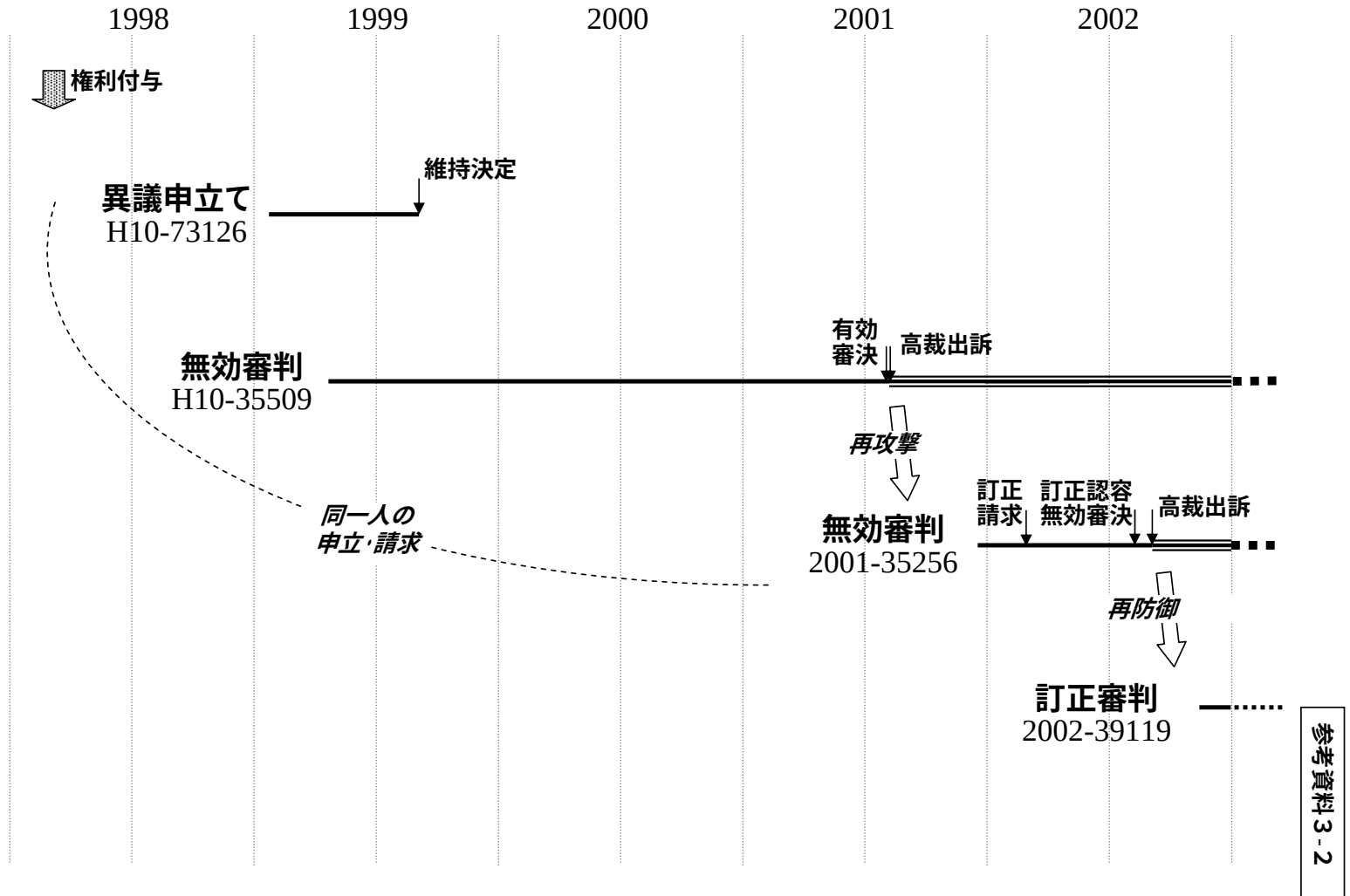
同時審理が困難な事例

特許2751963号 (窒化インジウムガリウム半導体の成長方法)

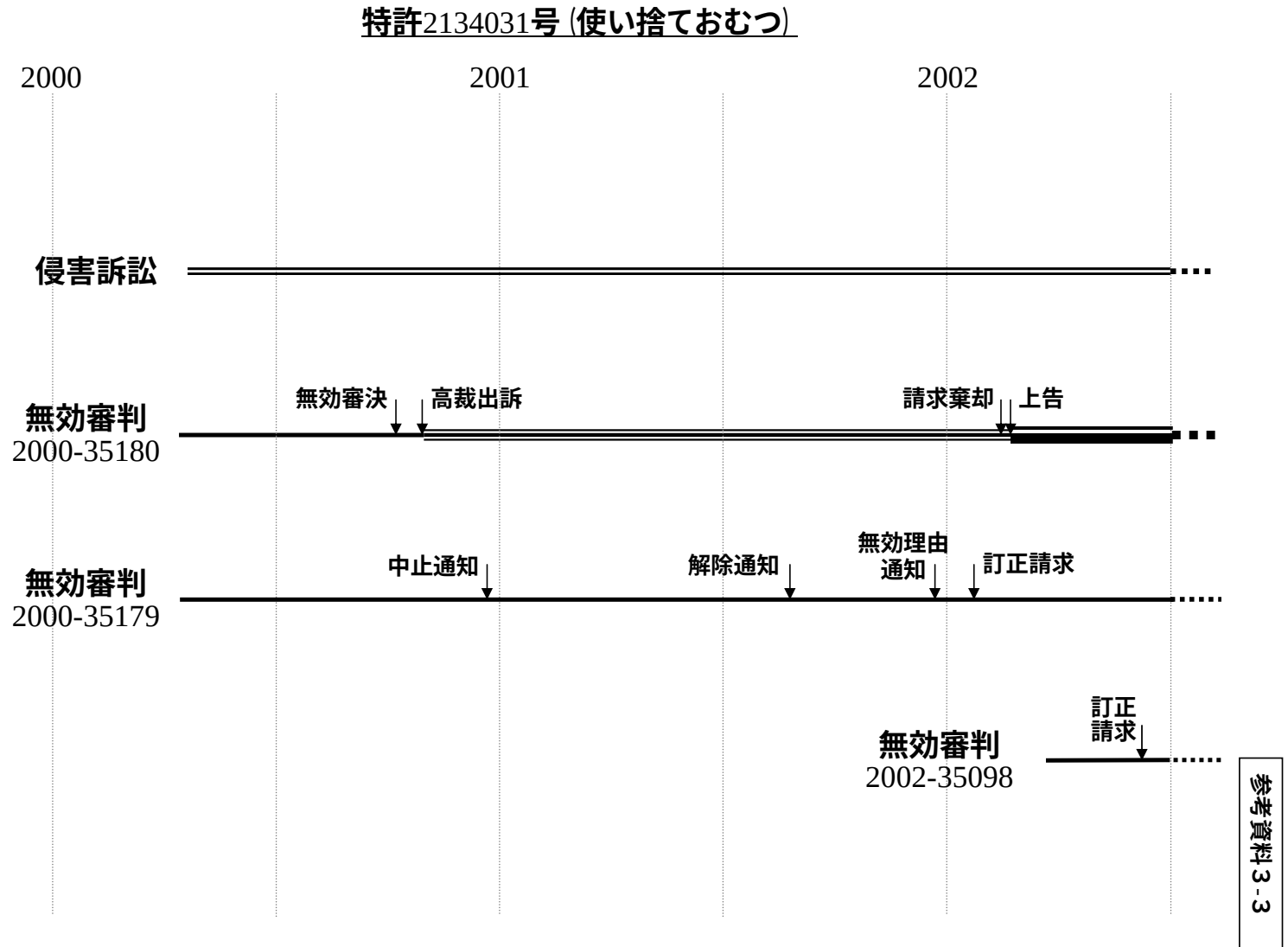


繰り返しの事例1

特許2693401号 (偏向コイルの巻線機及び圧着用導電性部材)



繰り返しの事例2



異議申立制度と無効審判制度に対する要望

(1) 知的所有権懇談会（福岡 平成 9 年 1 月）

- ・付与後異議制度が施行されてから、申立人が出願人に対して、意見を主張できないが、何らかの方法で主張できるようにして欲しい。

(2) 弁理士会意見書（平成 10 年 3 月 27 日）

- ・異議申立制度では、訂正請求に対して異議申立人側から弁駁等の反論をすることが一切与えられていない。その結果、権利者有利の手続進行となる傾向を助長することも懸念されている。審尋等を活用して、訂正請求及びその補正に関して異議申立人側に弁駁の機会を与えることが望まれる。

(3) 知財管理 Vol.51, No.5（日本知的財産協会）

- ・現行の異議申立制度は、無効審判と同様に特許を取り消すための手段として使用されているのが現状である。
- ・異議申立制度の実効性を向上させるためには、一定範囲内で異議申立人の審理への参加を積極的に認める、異議申立期間を 6 ヶ月から延長する、等の審理の充実化を図るべきである。
- ・無効審判を侵害訴訟に一元化するという提言を前提とすると、将来的には特許庁段階での特許の有効性を見直す機能を異議申立制度に一本化することを検討しても良いのではないか。

(4) 審判制度と知的財産訴訟の将来像に関する調査研究報告書

（平成 14 年 3 月 知的財産研究所）

「異議申立制度と無効審判制度の現状を踏まえ、特許取消のための手続きの在り方については、行政審判と司法手続きの役割分担の明確化の観点から検討が行われるべきである。その際には、安価で簡易な手続き、請求人適格、紛争の事前予防的手続き、対世効を揺る結論という行政審判の特徴を有効に活かすとともに、煩雑性の解消、判断齟齬の回避、紛争解決の長期化への対応（紛争の一回的解決）を考慮する必要がある。

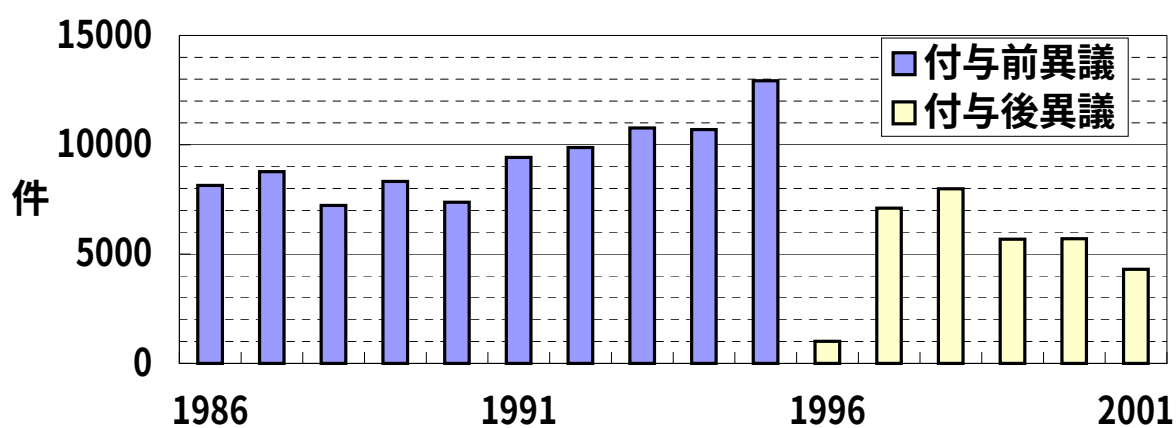
その観点から異議申立制度と無効審判制度との関係を整理すると、両者の長所を取り入れた新たな特許取消制度を導入することについての検討を行うことが望ましい。」

(5) 知的財産研究所アンケート（調査期間：平成 13 年 8 月 3 日～23 日）

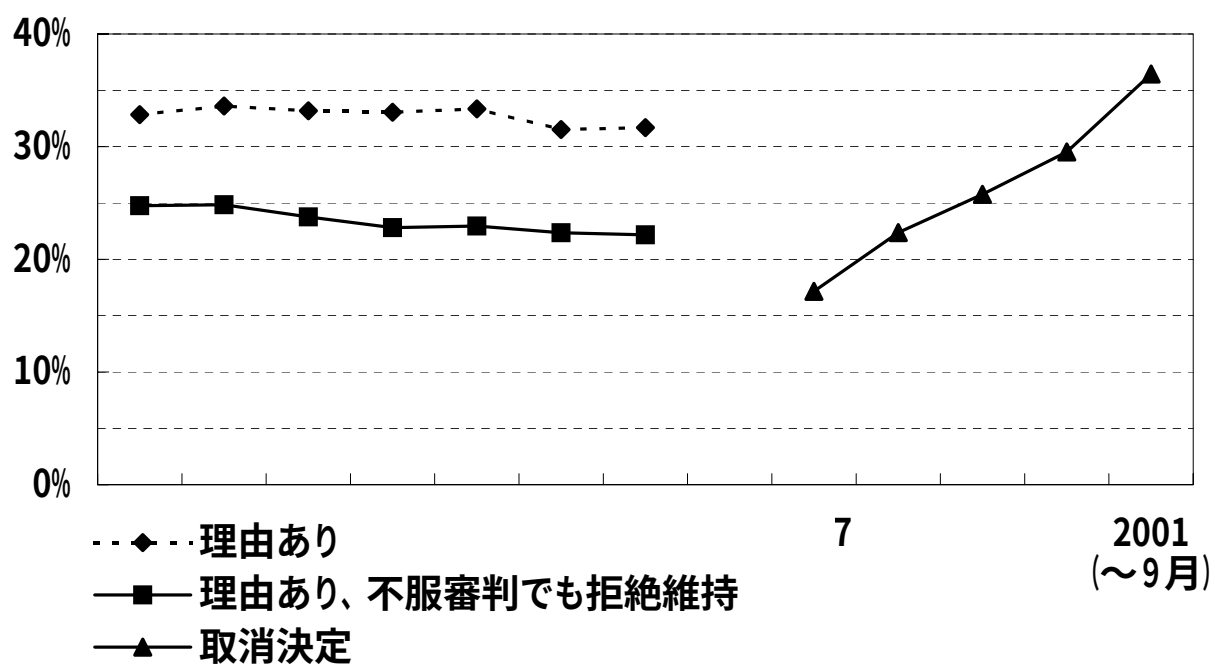
- ・異議申立制度の整備の方向性としては、現行制度に比してより簡便な制度として有効・無効の判断は無効審判あるいは裁判所に委ねるとした意見が 26%であったのに対して、異議申立人の参加・関与を強める（当事者主義を強める）方向を希望する声が 40%と多い。
- ・無効審判の現状に対する意見としては、現行の無効審判に満足との意見と不満足との意見がほぼ半々であった。不満とした理由としては、長期な審理期間、審理が尽くされない、口頭審理の対応が不十分、異議申立てとの使い分けが不明確等、挙げられている。

	米国 再審査	米国 当事者系再審査	ドイツ 異議申立て	ドイツ 無効宣言請求 訴訟	中国 無効審判	韓国 異議申立て	韓国 無効審判	英国 無効審判	オーストリア 無効審判	オランダ 特許無効訴訟	フランス 無効確認訴訟	欧州特許（E PC） 異議申立て
請求人適格	何人も可	何人も可 （二重起訴や 後訴の排除の 目的で、請求 書に真の利害 関係人を記載 させることと している）	何人も可 （冒認の場合 は正当権利者 のみ可）	何人も可 （冒認の場合 は正当権利者 のみ可）	何人も可	何人も可	利害関係人又 は審査官	何人も可 （冒認の場合 は正当権利者 のみ可）	何人も可	何人も可 （冒認の場合 は正当権利者 のみ可）	利害関係人又 は検察官	何人も可
審理構造	請求人は、再 審査開始直後 に権利者が補 正したときの み意見提出可 能。その後は 特許庁と権利 者のみの手続 となる。	審 査 官 の 通 知、権利者の 応答、請求人 の意見提出と いう順で手続 が進行。	権利者と請求 人が交互に意 見を主張し合 う。	権利者と請求 人が交互に意 見を主張し合 う。	無効審判請求 人は請求から 1ヶ月以内に 理由、証拠を 補充。口頭審 理は必要に応 じて。弁駁の 機会は法文上 明記なし。	特許庁による 異議申立書副 本送付又は取 消理由通知に 対して権利者 が応答する。	日本の無効審 判とはほぼ同 じ規定	権利者と請求 人が交互に証 拠、意見を主 張し合う。	民事訴訟法を 準用	訴訟手続	訴訟手続	権利者と請求 人が交互に意 見を主張し合 う。
請求理由	特許付与手続 において考慮 されていない 新たな特許、 刊行物に基づ く新規性、非 自明性のみ	特許付与手続 において考慮 されていない 新たな特許、 刊行物に基づ く新規性、非 自明性のみ	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補 正、冒認	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補 正、冒認	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補正	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補 正、冒認、外 国人権利能 力、共同出願 違反等	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補 正、冒認、外 国人権利能 力、共同出願 違反等、後発 的事由	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補 正、冒認	特許性、明細 書開示不備	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補 正、冒認	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補 正、冒認	特許性、明細 書開示不備、 不適法な補 正、冒認
請求時期	制限なし	制限なし	特許付与公表 後3ヶ月以内	異議申立期間 及びその手続 終了後	制限なし	特許付与公表 後3ヶ月以内	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	特許付与公表 後9ヶ月以内
備考	1994年の 日米構造協議 で日本側から 改善要求	1999年導 入 さらに改正法 案審議中			2000年に 付与後異議制 度を廃止して 無効審判制度 に一本化			新規性なしの 場合には長官 は職権により 特許権の取消 が可能 裁判所による 無効宣言請求 訴訟も可能	付与前異議申 立制度有り	無審査登録制 度を採用	無審査登録制 度を採用	特許の無効は 各指定国の国 内法に基づき 取り扱われ る。
侵害訴訟での 有効性判断	可能	可能	不可	不可	不可	不可	不可	可能	可能	可能	可能	

異議申立件数 (特許 申立単位)

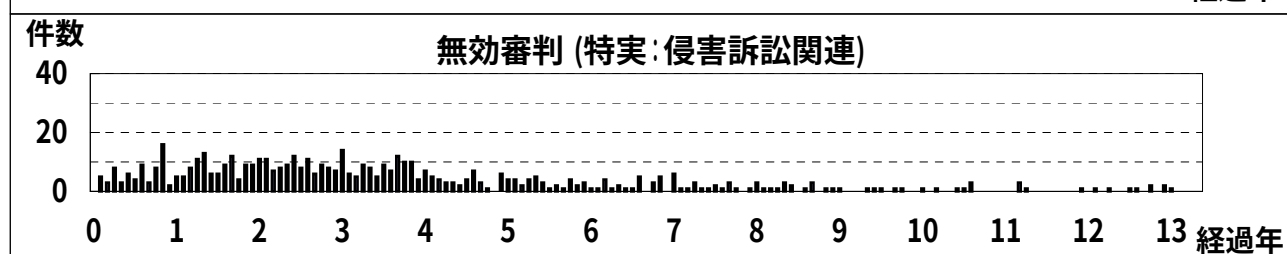
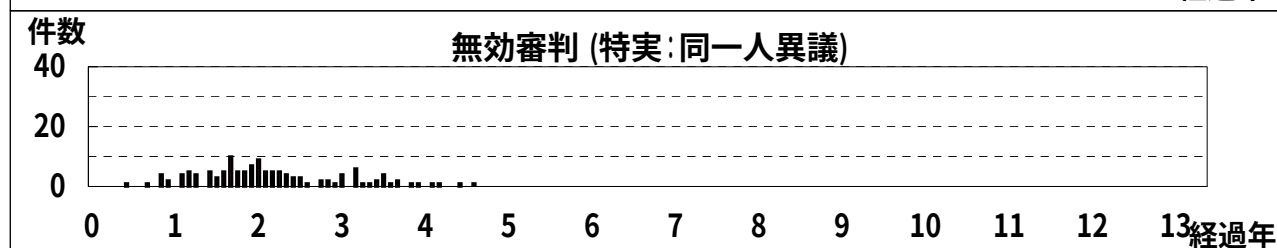
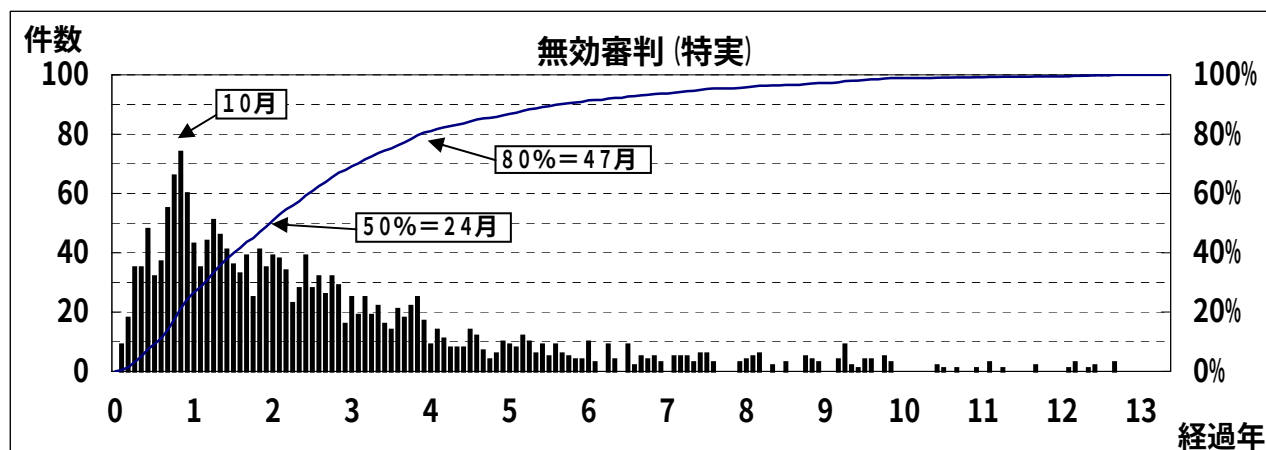
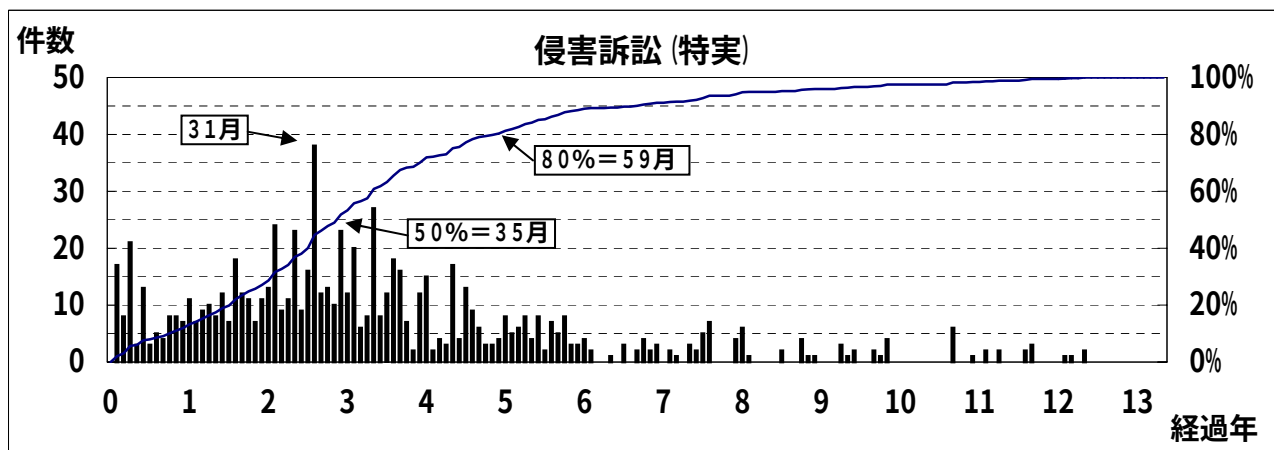


異議申立成立率



設定登録から侵害訴訟提訴、無効審判請求までの期間

請求年：1990～2001年4月



設定登録から侵害訴訟提訴、無効審判請求までの期間

請求年：1990～2001年4月

